―新潟市学校開放事業―

令和３年度　ナイター利用の手引き

≪　目　次　≫

１	学校施設の開放とは	・・・ｐ　２
２	学校のナイター施設の利用について	・・・ｐ　２
３	災害発生時の対応について	・・・ｐ　３
４	使用料について	・・・ｐ　４
５	利用券の購入方法について	・・・ｐ　５
６	利用券の払戻しについて	・・・ｐ　６
７	使用料の免除について	・・・ｐ　６
８	問い合わせ・連絡先一覧	・・・ｐ　７
＊	東新潟中学校と明鏡高校を兼ねて利用する場合	ｐ　７

〇基本的な事項は「令和３年度　学校開放利用の手引き」でご確認ください。

新潟市教育委員会
地域教育推進課
令和２年１１月

1　学校施設の開放とは

市民の体育活動、文化活動、地域活動の普及・推進や子どもの健全育成を図るため、学校教育に支障のない範囲で学校施設を市民に開放するものです。

利用許可の期間は、4/1～11/30（横越中のみ 10/28 まで）です。8/13～8/15 及び前後数日は休みです。

2　学校のナイター施設の利用について

（1）　定期利用の場合、原則１団体につき、１曜日１つのナイター施設を利用できます。

（2）　利用時間は、原則１９：００～２１：００です。（明鏡高校は土曜日のみ利用可）

（3）　開放する施設は次のとおりです。

開放施設	種　　目	曜日決定	利用方法
東山の下小学校 グラウンド	ソフトボール、サッカー	抽選会 又は協議で利用の曜日を決定	２か月ごとに学校で開催される**調整会議**に出席する。
大形中学校 テニスコート	テニス		年度当初に決められた曜日を利用し、**利用しない場合は東区担当課へ連絡する。**
内野小学校 グラウンド	ソフトボール、サッカー		指定された期間に西区担当課へ利用確認の連絡をする。
岩室小学校 グラウンド	野球、サッカー		年度当初に決められた曜日を利用し、**利用しない場合は岩室地区公民館に連絡**する。
和納小学校 グラウンド	野球、サッカー		
岩室中学校 グラウンド	野球、サッカー		
東新潟中学校 グラウンド	野球	抽選会なし（その都度決定）	**利用の１か月前から東区担当課へ予約連絡する。**
横越中学校 グラウンド	野球、サッカー		**利用の１か月前から江南区担当課へ電話予約**する。
明鏡高校 グラウンド、テニスコート	野球、サッカー、テニス		**２か月ごと指定された期間に中央区担当課へ電話申し込み**する。

（4）　ナイター施設は、社会人の利用を想定して設置されたものですので、抽選をする際は原則として大人（高校生を含む）の団体を優先します。その後、空き枠がある場合は子どもの団体も利用できます。

なお、子どもの団体で、体育館等他の学校施設を定期利用していない場合（ナイター施設のみの利用を希望する場合）は、大人の団体と対等に抽選します。

（5）　利用のきまり

・グラウンドコンディションが悪い場合は使用できません。

・利用時間内に、レーキをかけるなどのグラウンド整備をしてからお帰りください。
・基本的なきまりは、「令和３年度学校開放利用の手引き」でご確認ください。
・東新潟中学校と明鏡高校は兼ねて利用することができます。（p7 参照）

（６）　利用しない場合の約束

① 利用予定日に利用しない場合は、必ず各区担当課などに連絡をしてください。

② 雨天のため利用しない場合は、当日の１７：００までに必ず連絡してください。

岩室地区の小・中学校　・・・岩室地区公民館
明鏡高校　・・・中央区地域課、明鏡高校
その他の小・中学校　・・・各区担当課　※

（p7 参照）

※土・日・祝日は各区担当課への電話連絡ができませんので、基本的には代表者が現地のグラウンドで利用の判断をしていただくことになります。
（管理指導員がいる学校の場合は、管理指導員に相談・報告してください。）

３　災害発生時の対応について

自然災害などの災害発生時は、多くの学校が「避難所」になります。

学校が避難所となった場合、学校開放の利用は即刻中止し、ご自身と避難者の安全を最優先に適切な避難行動をとってください。

また、大型の台風の接近など、事前に災害の発生が予想される場合や、感染症の蔓延が心配される場合など、開放を中止する場合があります。災害が収束し、避難所が閉鎖するまで、開放利用は中止となります。

重要　**（定期利用団体はメールアドレスの登録必須）**

災害発生時や学校開放の利用について重要な連絡がある場合に地域教育推進課から緊急連絡をメール配信する場合があります。必ず「学校開放緊急連絡受信用メールアドレス登録（かんたん申込み）」と「にいがた防災メール」の両方のご登録をお願いします。

学校開放利用者は利用年度ごとに地域教育推進課からの緊急連絡受信用メールアドレスの登録を下記「かんたん申込み」より行ってください。（各団体必ず１人以上登録してください。）

また、避難情報については、「にいがた防災メール」で知ることができます。学校開放利用者は、あわせて「にいがた防災メール」を次ページより登録し、ご利用の区の避難情報等がすぐに把握できるようにしてください。

学校が避難所になった場合は、地域教育推進課からの緊急連絡メールがなくても、学校開放は即刻中止です。

【令和３年度　学校開放緊急連絡受信用メールアドレス登録　必ず毎年度登録！　】

登録期間：年度当初から利用…４月１日～４月３０日、年度途中から利用…利用開始日から１か月以内

複数の学校を利用する団体は、学校ごとに登録が必要です。（区ごとや学校ごとに連絡をする場合があります。）

＜登録URL・QRコード＞

https://www.shinsei.elg-front.jp/niigata-City2/uketsuke/form.do?id=1605692593932

災害発生時などに地域教育推進課から学校開放の休止など緊急連絡を配信します。上記URLまたはQRコードより、登録を行ってください。
＜chiiki.edu@city.niigata.lg.jp＞からのメールを受信できるように設定しておいてください。

※登録解除の場合は地域教育推進課まで直接お問い合わせください。（p7）

次ページへ続きます。

【にいがた防災メール】

＜配信される情報＞

1. 避難情報（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急））
2. 災害等に関して緊急に配信する必要が認められる情報
3. 防災啓発に関する情報

＜登録URL・登録QRコード＞　https://service.sugumail.com/niigata/

新潟市から避難情報等がメール配信されます。上記URLまたはQRコードより、登録を行ってください。

＜bosai-niigata@sg-mjp＞からのメールを受信できるように設定しておいてください。

参考：避難所開設基準

① 区内で震度6弱以上の地震を観測した場合
② 区内で震度5弱・5強を観測し、危機管理監または区長が必要と認める場合
③ 洪水や土砂災害などにより避難情報を発令する場合
④ その他、市長が必要と認める場合

※市内に「津波注意報」「津波警報」「大津波警報」が発表された場合は、秋葉区・南区を除く6区の避難所を開設します。

4　使用料について

（１）　使用料は、利用券を事前に購入し、利用の際に管理指導員（岩室地区では岩室地区公民館職員）に渡してください。

横越中学校は利用券の代用となるコインを専用機に投入してください。

（２）　使用料は次のとおりです。

開放施設	30分１枚券	１２枚つづり回数券
東山の下小学校グラウンド	４５０円	4,９５０円
大形中学校テニスコート	１５０円	1,６５０円
東新潟中学校グラウンド	1,３５０円	１４,８５０円
明鏡高校グラウンド	８５０円	9,３５０円
明鏡高校テニスコート	１００円	1,１００円
横越中学校グラウンド	1,５００円	１６,５００円
内野小学校グラウンド	４００円	4,４００円
岩室小学校グラウンド	３００円	3,３００円
和納小学校グラウンド	３００円	3,３００円
岩室中学校グラウンド	８５０円	9,３５０円

（３）　利用は２時間単位（１９：００～２１：００）です。

使用料も２時間単位での納入となります。ただし、降雨等のため利用できなくなった場合は、３０分につき１枚を返還します。

（４）　利用券は、「３０分１枚券」と「１２枚つづり回数券」の２種類あります。

「１２枚つづり回数券」は、１１枚分の代金で１２枚購入できます。

（５）　免除の認定を受けた場合も、利用の都度、利用券（免除）を渡してください。

（６）　**利用券は、発行年度以降も利用できます。**

５　利用券の購入方法について

（１）購入の流れ

① 電 話 申 込：地域教育推進課へ電話でお申し込みください。
必要枚数、受け取り場所、住所、氏名、連絡先をお知らせください。
（各区役所担当課経由でも申し込みを受け付けます。）

② 代金の納入：納付書をお送りしますので、指定金融機関で代金を納入してください。
なお、東区、中央区、西区役所窓口では代金を納入いただけます。

③ 利用券の受け取り：「（東区、中央区、西区）各区役所担当課窓口」「（西蒲区）岩室地区公民館」のいずれかで利用券をお受け取りください。
また、横越中学校を利用する団体については、横越総合体育館で利用券の代用となるコインを受け取って利用してください。利用券やコインの受け取りの際には、受領証（納付したときに金融機関から返される券）をお持ちください。お仕事の都合等で、上記の場所で利用券を受け取ることができない場合は、地域教育推進課へご相談ください。

（２）　注意事項

① 現金で利用することはできません。

② 管理指導員から購入することはできません。

③ 電話申込のあと納付書をお送りするまで５～７日かかりますので、余裕を持ってお申し込みください。

④ 利用券は、購入団体のみが使用できます。他団体への譲渡はできません。

【利用券の見本】

●年度　　≪回-1　No. 1/12≫

新潟市立東山の下小学校

ナイター施設 30 分利用券

《団体名》

12 枚分 4,950 円　　新潟市

６　利用券の払戻しについて

（１）　発行年度の利用券に限り、払戻しができます。

※利用券は、発行年度以降も利用できます。発行年度以降もナイター利用予定のある団体は必要に応じて払い戻ししてください。

（２）　払戻しは「還付申請」の手続きによって行います。（ナイター利用券を添付）

（３）　**申請期限は、発行年度の３月３１日です。**

（４）　還付申請書は、次のいずれかの方法で入手できます。

①　各区役所担当課の窓口

②　新潟市のホームページ（学校開放ページ）

（５）　必要事項を記入したら、発行年度の３月 31 日までに地域教育推進課へご提出ください。申請期限を過ぎると払戻しができません。ご注意ください。

（６）　還付は、原則口座振込による受け取りとなります。

（７）　還付額

①　３０分利用券　・・・　額面どおり

②　回数券　・・・　回数券の額面を１２で割り、払戻しを受ける枚数を乗じた額（１００円未満切捨）

【例】東山の下小学校の回数券が５枚余った場合

4,950÷12×5=2,062　2,000 円の還付

（８）　申請の後、実際の還付までに１～２か月かかることがあります。ご了承ください。

７ 使用料の免除について

（１）　免除対象となる団体

①　義務教育終了前の子どもの健全な育成を図ることを目的とする団体で、義務教育終了前の子どもとその指導者又はその活動の補助者とが共に活動するもの

②　公共性又は公益性が高い地域活動を行う団体

③　その他、市長が特に必要があると認める団体

（２）　免除申請書の入手方法（下記のいずれかで入手できます）

①　各区役所担当課の窓口

②　新潟市のホームページ（学校開放ページ）

（３）　申請書の提出方法

利用施設や曜日が決まったら、利用許可申請書と併せて免除申請書を区役所担当課へ提出してください。なお、最終締め切りは令和３年３月１日（月）です。

（４）　免除の認定通知

３月下旬～４月初めに郵送します。免除団体用の利用券を同封します。

（５）　その他

免除の認定団体でなくなった場合には、速やかに活動している区の担当課へ申し出てください。必要な書類を提出していただき、以後の活動についての使用料を納入していただきます。

８　問い合わせ・連絡先一覧

開放施設	問い合わせ先・電話番号	
東山の下小学校グラウンド	東区地域課 産業文化振興室	(025) 250-2170
大形中学校テニスコート		
東新潟中学校グラウンド		
明鏡高校グラウンド テニスコート	【平　日】 中央区地域課 広報文化スポーツグループ	(025) 223-7041
	【土・日・祝日】 明鏡高等学校	(025) 246-3535
横越中学校グラウンド	江南区産業振興課 商工観光・文化スポーツグループ	(025) 382-4689
内野小学校グラウンド	西区地域課 文化・スポーツグループ	(025) 264-7193
岩室小学校グラウンド	岩室地区公民館	(0256) 72-8844
和納小学校グラウンド		
岩室中学校グラウンド		
ナイター券の申し込み※	教育委員会 地域教育推進課	(025) 226-3232

※ナイター券の申し込みは、各区担当課経由でも可能です。

東新潟中学校と明鏡高校を兼ねて利用する場合

1　団体登録申請書は、東区もしくは中央区の担当課に提出して、あらかじめ両方利用したい旨を申し出てください。

2　東新潟中学校は全ての曜日が利用できます。
明鏡高校は土曜日のみ利用できます。
利用時間は、どちらも１９：００～２１：００です。

3　雨天等で利用を中止する場合は、それぞれの連絡先に当日の１７：００までに連絡してください。